

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成16年9月30日(2004.9.30)

【公開番号】特開2002-19332(P2002-19332A)

【公開日】平成14年1月23日(2002.1.23)

【出願番号】特願2000-199799(P2000-199799)

【国際特許分類第7版】

B 4 2 D 11/00

G 0 9 F 3/02

G 0 9 F 3/10

【F I】

B 4 2 D 11/00 E

B 4 2 D 11/00 P

G 0 9 F 3/02 N

G 0 9 F 3/10 H

【手続補正書】

【提出日】平成15年9月12日(2003.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】配送伝票

【特許請求の範囲】

【請求項1】伝票基材の裏面側に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に保証書ラベル部を分離可能に区画形成したことを特徴とする配送伝票。

【請求項2】伝票基材の裏面側に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に前記伝票基材から前記剥離紙面に達するスリットで保証書ラベル部を分離可能に区画形成する一方、前記剥離紙には前記保証書ラベル部を区画形成するスリットの外側に対応位置してスリットを設けたことを特徴とする配送伝票。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、伝票基材の裏面側に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票を有する配送伝票に関し、特に、保証書を収納した包装容器に貼付して使用するのに適した配送伝票に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来の保証書を収納した包装容器に貼付して使用する配送伝票は、保証書との関連はなんら考慮されておらず、配送作業に必要な貼付票などの伝票を備えているに過ぎない。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

したがって、従来においては、包装容器から保証書を取り出して、販売店名、販売日などの必要事項を記入したうえ、再度、保証書を包装容器内に収納している。このため、保証書の取り扱いが煩雑で、作業効率が劣るという不都合があった。本発明は、この不都合を解消した配送伝票を提供することを目的とする。

【0004】

【課題を解決するための手段】

この目的を達成するために、本発明の請求項1に記載した配送伝票は、伝票基材の裏面側に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に保証書ラベル部を分離可能に区画形成したものである。

【0005】

また、同じく上述の目的を達成するために、本発明の請求項2に記載した配送伝票は、伝票基材の裏面側に粘着剤を塗布するとともに剥離紙で被覆してなる、貼付票を有する配送伝票であって、配送伝票の適所に、前記伝票基材から保証書ラベル部をスリットで区画形成してこの保証書ラベル部を分離可能とする一方、前記剥離紙には前記保証書ラベル部を区画形成するスリットの外側に対応位置してスリットを設けたものである。

【0006】

【発明の実施の形態】

以下、添付図面に基いて本発明の好適な実施形態を説明する。ここにおいて、図1は配送伝票の平面図、図2はその背面図、図3は図1のA-A線断面図、図4は同じく図1のB-B線断面図、図5は配送伝票を包装容器に接着した状態を示す断面図、図6は保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図、図7は保証書に保証書ラベル部を貼着した状態を示す平面図である。

【0007】

図1～図4に示すように、配送伝票1は、伝票基材2の裏面に剥離可能な感圧性接着剤3により補助基材4を互いに剥離可能に設け、さらにこの補助基材4の裏面、すなわち伝票基材2の裏面側に、粘着剤5を塗布して、これを剥離紙6で被覆している。前記配送伝票1は、伝票基材2にスリット7を設けて、配達票8と貼付票9とを区画形成している。また、前記貼付票9の下端部に連接して、区画線10で区画した保証書シール11を設けている。

【0008】

図1に示すように、受領証を兼ねる配達票8の表面には、「配達票」なる標題12のほか、届け先記入欄13、依頼主記入欄14、品名記入欄15、着店コード記入欄16、個口数記入欄17、受領印捺印欄18を設けている。また、貼付票9の表面には、「貼付票」なる標題19のほか、届け先記入欄20、依頼主記入欄21、受付年月日記入欄22、個口数記入欄23、取り扱い会社表示24を設けている。

【0009】

さらに、図1～図4に示すように、保証書シール11には、その表面に「保証書シール」という標題25を設け、伝票基材2と補助基材4を貫通して剥離紙6面にまで達するコ字状のスリット26で、保証書ラベル部27を区画形成している。この保証書ラベル部27の表面には、商品販売会社名28をあらかじめ印刷する一方、空白部分には追って保証書発行日、すなわち商品販売日を印字するものである。

【0010】

また、図2～図4に示すように、剥離紙6には、前記スリット26の外側に対応位置してスリット29を設け、前記保証書ラベル部27より一回り大きいラベル保護部6aを形成している。なお、図示していないが、前記保証書シール11には、表面の適所に、前記保証書ラベル部27の使用方法を説明する説明文を印刷してある。

【0011】

続いて、上述した配送伝票1の使用方法を説明する。まず、配達票8と貼付票9の各記入欄13, 14, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 23にそれぞれ所定事項を印字するとともに、保証書ラベル部27の空白部分には保証書発行日を印字する。次に、剥離紙6をラベル保護部6aを除いて補助基材4から剥離し、図5に示すように、露出した粘着剤5で配送品(図示せず)と保証書31(図7参照)を収納した包装容器30の適所に貼着する(図6参照)。

【0012】

この後、通常の配送作業に移るのであるが、配達票 8 は配送作業の途上において、補助基材 4 から剥離して使用する。届け先記入欄 13, 20 に印字記入された届け先に配送品を配達する際には、前記配達票 8 の受領印捺印欄 18 に受領印の捺印を受ける。一方、届け先では、図 6 に示すように、包装容器 30 に貼着した保証書シール 11 から保証書ラベル部 27 を分離する。この時、前記保証書ラベル部 27 は、ラベル保護部 6a に剥離可能に接着しているので、スリット 26 に沿って容易に剥離することができる。

【0013】

そして、この分離した保証書ラベル部 27 は、図 7 に示すように、包装容器 30 内に収納されていた保証書 31 の販売店名欄 32 に、露出した裏面の粘着剤 5 によって貼着し、適正な保証書 31 としたうえ、この保証書 31 を保管するものである。

【0014】

なお、本発明は上述した実施形態に限定されるものではなく、例えば、剥離可能な感圧性接着剤 3 は配達票 8 に対応する部分にのみ設ければよく、貼付票 9 及び保証書シール 11 に対応する部分は、通常の接着力を有する剥離困難な感圧性接着剤を用いてもよい。また、配送伝票 1 は、少なくとも貼付票 9 を有していればよく、配達票 8 は必ずしも存在する必要はない。この配達票 8 がなく、貼付票 9 だけの場合には、補助基材 4 を介在する必要はなく、伝票基材 2 の裏面に直接粘着剤 5 を塗布して、剥離紙 6 で被覆すればよい。さらに、保証書ラベル部 27 は、配送伝票 1 の一側端からコ字状に延びるスリット 26 によって形成したが、これを配送伝票 1 の一側端から距離をおいた位置で、四角形状に延びるスリットで形成してもよい。

【0015】

【発明の効果】

以上説明したように、本願発明の請求項 1 に記載した配送伝票によれば、保証書を作成するために、配送作業の前段階あるいはその途上において、包装容器内に収納してある保証書を、取り出したり、再度収納するという、煩雑な作業をすることなく、簡便であるとともに、作業効率も向上するという効果を奏する。

【0016】

また、本願発明の請求項 2 に記載した配送伝票によれば、上述した効果に加えて、保証書ラベル部の分離動作が容易であるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【図 1】配送伝票の平面図。

【図 2】配送伝票の背面図。

【図 3】図 1 の A - A 線断面図。

【図 4】図 1 の B - B 線断面図。

【図 5】配送伝票を包装容器に接着した状態を示す断面図。

【図 6】保証書ラベル部の剥離状態を示す斜視図。

【図 7】保証書に保証書ラベル部を貼着した状態を示す斜視図。

【符号の説明】

1 配送伝票

2 伝票基材

3 剥離可能な感圧性接着剤

4 補助基材

5 粘着剤

6 剥離紙

6a ラベル保護部

8 配達票

9 貼付票

11 保証書シール

26 スリット

27 保証書ラベル部

2 9 スリット
3 1 保証書